

**論点メモ（建設業法）**

(1) 大臣許可と都道府県知事許可とでは、許可基準や提出書類に大きな差はないと理解しているが、そのような理解でよいか。

また、現行の許可制度における標準処理期間（大臣許可：120日、都道府県知事許可：概ね30日程度）は長すぎるのではないか。新設する認可制度においては、大臣認可・都道府県知事認可のいずれについても処理期間の短縮を実現していただきたい。

(2) 個人事業主にとって事業の空白期間が生じることは事業継続の大きな障害であり、先代の突然の死亡に伴い工事が止まる等、発注者にとってもマイナスの影響が生じることがあると考えられる。そのため、相続承継においては、承継者（例：子）は被承継者（例：親）と同様の事業を相続開始の時から切れ目なく行えるよう措置していただきたい。

(3) 相続承継において、相続の前後で大きな変更があるとは思えないものについては、確認事項・提出書類を更に簡素化できるのではないか。

併せて、以下の点に対する考え方をご教示ください。

- ① 「住所、生年月日等に関する調書」における「賞罰」欄については、申請者に記載させるのではなく、行政庁から警察等に照会すれば足りるのではないか。
- ② 個人事業主の相続承継において、どのような場合に「使用人（支配人）」に係る情報を提出することとなると想定しているのか。
- ③ 承継前に既に専任技術者となっていた承継者（例：子）が、被承継者（例：親）の事業を承継するような場合には、「専任技術者」に係る資料等の提出は不要となるとの理解でよいか。
- ④ 相続承継において提出が必要とされている個人事業主の「貸借対照表」においては、どのような事項を記載することとなると想定しているのか。個人事業主が青色申告の際に提出する貸借対照表とは様式が異なるのか。異なる場合には、その理由についても教えていただきたい。
- ⑤ 経營業務管理責任者や専任技術者の要件において、一定期間の実務経験等を要求しているが、その理由は何か。

以上